

職員の懲戒処分について  
【SNSによる生徒への不適切なメッセージの送信】

**1 審議した会議（開催日）**

令和8年1月定例教育委員会（令和8年1月15日）

**2 教職員の処分案の概要**

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

児童生徒との間で私的アカウントを用いたメール等のやり取りを行うことが、県教育委員会で禁止している行為であるにもかかわらず、SNSを用いてやり取りを行った際、性的な冗談やからかいにあたるメッセージやその事実を口止めする趣旨の内容を送信した公立の中学校教諭を減給1／10月。

**3 委員からの意見等**

- ・ 委員から、SNSでやり取りを行った状況やその際の心情等について質問があり、教職員課長が説明した。

**4 審議結果**

審議の結果、原案のとおり決定した。

## 職員の懲戒処分について

### 【SNSへの不適切な投稿（信用失墜行為）】

#### 1 審議した会議（開催日）

令和8年1月定例教育委員会（令和8年1月15日）

#### 2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

SNSにおいて、面識のない複数の同SNS利用者の投稿に対し、教育公務員として不適切な投稿を複数回行い、不特定多数が閲覧可能な状態になったことから、同投稿を閲覧した自校生徒等に不信感を与えた県立学校の臨時的任用講師を戒告。

#### 3 委員からの意見等

- ・ 委員から、教員によるネット等の活用について質問があり、教職員課長が説明した。

#### 4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。